

(様式2)

## 第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

### 1 趣旨

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、子育て支援の一層の充実等を図るため、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。京丹後市においては、第1期計画を平成27年3月に、第2期見直し計画を令和2年3月に策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。

今般、令和2年度を始期とする第2期計画の期間が令和7年3月末をもって終了することから、第3期見直し計画の策定にあたり、令和6年2月に実施したニーズ調査結果のほか、令和5年に施行された「こども基本法」なども踏まえ、市民や有識者で構成する「京丹後市こども未来まちづくり審議会」で審議をいただきました。

本計画は、ニーズ調査結果や京丹後市の現状を踏まえて設定した京丹後市の将来像、教育・保育の見込量及び基本的施策に対応するために必要な方針、手段、具体的施策等を体系的に明らかにするものです。

本計画を子ども・子育て支援の指針とし、基本理念である「すべての子どもが輝き みんなの笑顔があふれる 子育てのまち」の実現を目指して、取り組んでいくこととしています。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として令和2年に策定した第2期計画の内容を見直し策定するものです。

また本計画は、上位計画である「第3次京丹後市総合計画」をはじめ、「第2次京丹後市教育振興計画」や「第3次京丹後市健康増進計画」等の関連計画との調和が保たれたものとしします。

### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4 施行期日について

令和7年4月1日から施行します。